一般電気事業供給約款料金算定規則 事業者設定基準届出書

営業業務発 27 第 9 号 平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号東京電力株式会社 代表執行役社長廣瀬直己

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により,別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第20条の2第8項	特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準

特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準 [第20条の2第8項関係]

第20条の2第7項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

料金率は、低圧需要の特定変動可変費に準拠し、使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。

定額制については、電気の使用形態を勘案し設定する。